

「暮らし」や「仕事」で困ったら・・・

ひょうご

暮らしと仕事の よりそい支援センター

電話 079-224-2188

(お電話いただければこちらからかけ直します)

相談無料 秘密厳守

受付時間 午前9時～午後6時まで

＜ご相談対応地域＞猪名川町・播磨町・稲美町・多可町
神河町・市川町・福崎町・佐用町・上郡町・太子町

なかなか仕事に就けない

頼れる人がいない
なんか孤独だな

子供が仕事に就か
ないんだけど

相談をどこにするのか
わからない

今後の生活が不安だ



＜受託団体＞

企業組合労協センター事業団

〒670-0922 兵庫県姫路市二階町 79 番地
レウルーラ姫路二階町3階

相談の内容 Q&A

だれでも相談できますか？

生活に困窮している方、ひきこもりがちで悩んでいる方、相談できる人がいなくて困っている方などどなたでもご相談ください。

仕事のあっせんはしてくれますか？

窓口で仕事のあっせんはしていませんが、就労相談のうえ、ハローワークや就労支援関係機関におつなぎします。



〈事業内容〉

自立相談支援事業



あなただけの支援プランを作ります。

生活に困りごとや不安を抱えている場合は、ご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

就労準備支援事業



社会、就労への第一歩。

「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に6か月から1年の間、プログラムにそって、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

住宅確保給付金の支給



家賃相当額を支給します。

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

その他



これからの生活をともに考えましょう。

おひとりおひとりのご相談内容に応じて、他の制度利用をはじめ、あらゆる支援策を検討し、地域の各関係機関や専門機関とも連携してあなたを支えます。また、就労の訓練機会の提供を考えておられる企業と連携した支援もあります。

※住宅確保給付金の受給には年齢や収入要件、資産要件のほか、他の類似の給付金を受給しておられないなど、いくつかの要件があります。

詳しくは、兵庫県のホームページからもご覧いただけます。

兵庫県生活困窮者自立支援制度

検索